

4

まちづくりの目標と基本方向

市の将来像である「生活充実都市・米子」を実現するため、市政の柱となるまちづくりの目標と基本方向を次のとおり掲げます。



(1) 『ひと』がいきいき <生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり>

まちづくりの根幹として、まちづくりの主役である市民が、住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

【まちづくりの基本方向】

① 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発等の充実を図ることにより、市民自らの健康管理の支援に努めます。

第2部 基本構想

② 安心して子育てができる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進む中、だれもが安心して子どもを産み育てられ、また、子どもたちが心豊かに、のびのびと成長していくことができる環境づくりを推進するため、出産、育児に関する相談支援体制の整備や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。

③ 明るい長寿社会の実現

高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、身近な地域で支え合い、助け合える体制の構築に取り組むとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」必要なサービスの提供を受けることができる体制の整備、介護予防施策や在宅福祉施策などの充実を図ることによって、社会参加や健康づくりの推進に努めます。

④ 障がい者の自立の支援と社会参加の推進

障がいのある人が地域社会の一員として、自らの意思のもとに、ゆとりと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図り、だれもが安心して暮らせる社会の実現に努めます。

⑤ 災害に強い地域づくり

市民の生命と財産を守り、被災者等の安全を確保するため、消防・防災体制の充実、大規模災害等に備えた防災対策や基盤整備、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化による地域防災力の向上などを総合的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

⑥ 安全に暮らせる地域環境づくり

日常生活における日々の安全と安心を確保するため、犯罪や交通事故のない環境づくりに向けた、市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、地域住民や関係機関等との連携により、それぞれの地域に根ざした防犯対策や交通安全対策の推進に努めるほか、健全で豊かな消費生活を送るため、情報提供や相談業務等を通じて、自立した消費者の育成に努めます。

⑦ みんなで支えあう安心の地域社会づくり

高齢化、核家族化が進行するなか、住みなれた地域で、だれもが尊厳をもち、安心していきいきと暮らすことができるよう、支援を必要とする人を地域社会全体で支え合う地域福祉の取組みを推進するとともに、それぞれの地域の課題を、そこに住む人たちが、互いに連携を図りながら、自ら解決していけるまちづくりに対し、適切な支援を行うことにより、市民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた地域コミュニティづくりに努めます。

(2) 『こころ』がいきいき <人を大切に、豊かな心と文化を育むまちづくり>

市民一人ひとりが、喜びと誇りを持って豊かな人生を送ることができるまちをめざします。

【まちづくりの基本方向】

① 互いの人権を尊重しあう社会の実現

すべての市民がお互いの人権を尊重し、個性を認めあうことによって、自分らしく自信を持って安心して暮らすことができ、それぞれの個性と能力を発揮しながら、多様な生き方ができる社会の実現に努めます。

② 男女がともに輝く社会の実現

男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、一人ひとりが個性と能力を育み、これを発揮することができ、ともに喜び、ともに責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に努めます。

③ 豊かな心を育む学校教育の推進

子どもたちが自らの人生を主体的に創造することができるよう、一人ひとりの個性や創造力を伸ばし、自ら学び、考え、行動することができる資質や能力を養うため、創意工夫による特色のある学校づくりに取り組むとともに、機能的でゆとりある学校施設の整備を図ることにより、豊かな心とたくましい人間性を育む教育の推進と教育環境の充実に努めます。

④ 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、社会性や自立性とともによりしっかりとされた規範意識を身につけ、責任を持って行動できる社会人として成長していくため、関係機関との連携を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、青少年にとって有害な環境の浄化を推進し、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

⑤ 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

市民のだれもが生涯健康で、ゆとりを持った生きがいのある人生を送れるよう、個々のライフステージやニーズに合わせた学習機会を得て、その成果を活かすことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、市民自らの健康の保持・増進や体力向上のため、年齢や体力に合わせてスポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの振興と環境の整備に努めます。

⑥ 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

一人ひとりの市民が日々の暮らしの中で豊かな心を育み、ゆとりや安らぎを実感することができるよう、芸術・文化に接する機会の提供、芸術文化活動への支援などを通じ、市民文化の振興を図るとともに、本市の長い歴史と特色ある風土に培われた有形・無形の貴重な文化財の保護、活用や歴史・文化施設の整備などを推進し、よなごの文化の総合的な振興に努めます。

第2部 基本構想

(3) 『ふるさと』がいきいき <人と自然が調和した快適で住みよいまちづくり>

住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。

【まちづくりの基本方向】

① 機能的で魅力あふれる都市環境づくり

市民の健康で文化的な生活環境を確保し、都市としての健全な発展を維持するため、効率的で計画的な土地利用を推進するとともに、本市に受け継がれてきた歴史的・文化的特色を活かしながら、愛着の持てる良好な都市空間の形成を図るなど機能的で魅力あふれる都市環境づくりに努めます。

② 快適でうるおいのある住環境づくり

すべての市民が安心して住み続けることができるよう、良質で多様な住宅の供給、全国に誇る安全で良質な水の安定供給などとともに、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備などによるまちと調和した緑と水辺の空間形成などを総合的に推進することによって、快適でうるおいのある、個性豊かな住環境づくりに努めます。

③ 環境共生・循環型の地域社会づくり

多様化する環境問題に対応するため、環境共生型社会の実現に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら密接な連携の下に取り組めるよう、環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を総合的・計画的にすすめるとともに、ごみの減量化と再生利用を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。

④ 豊かな自然環境の保全と活用

大山山麓から日本海、中海へと広がる本市の豊かな自然を次世代へ継承するため、公共用水域の水質浄化、自然環境保全に対する市民の意識の醸成などに取り組むとともに、地域資源として、これらの豊かな自然の適切な利活用に努めます。

(4) 『あした』がいきいき <活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくり>

日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創出しながら未来へと向うまちをめざします。

【まちづくりの基本方向】

① 地域を支える農業・漁業の振興

農業生産基盤の整備や多様な担い手の育成、耕作放棄地の解消と農地の有効活用、地産地消の取り組みを推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図るとともに、漁港・漁場の管理や海面及び内水面の水産資源の育成・確保に取り組むことによって漁業経営の安定化と効率化を図るなど、農業・漁業の振興に努めます。

② 活力を生み出す商工業の振興

中心市街地商店街の活性化への支援や大型商業核の存続など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業基盤の整備、新技術・新製品の開発、海外を含めた販路開拓など工業の活性化を促進し、あわせて中小企業の経営基盤の安定と強化を図ることによって、地域経済の持続的な発展に向けた商工業の振興に努めます。

③ 中心市街地の活性化

空洞化が進む中心市街地の活性化を図るため、関係団体や民間事業者等と連携しながら、新たな商業施設の開発や歴史・文化・自然など社会資源の利活用、便利で快適な住環境の整備など都市機能の再生と増進、及び地域の経済活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、多くの人が集い、にぎわい、元気に暮らせる中心市街地の形成に努めます。

④ 時代をひらく新たな産業の育成

地域産業のさらなる活性化を図るため、先端技術産業の分野を中心とした産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業^①化の取組みに対する支援などを行うことにより、分野を超えた新たな産業の開拓を推進し、地域の特色を活かした産業の育成に努めます。

⑤ 観光拠点としての魅力の向上

観光産業のさらなる活性化を図るため、関係団体や関係機関、NPO^②等との連携により、本市及び周辺地域に広がる豊かな自然環境や歴史的遺産、食材等を活用した観光メニューの開発を促進し、積極的な情報発信を展開するとともに、広域連携による観光振興や諸外国からの誘客も視野に入れながら、滞在型観光の促進と観光地としての個性の創出と魅力の向上に努めます。

⑥ 企業立地の促進と雇用環境の整備

米子流通業務団地や崎津がいなタウンの分譲・土地利用を促進し、積極的な企業誘致の展開と、既存企業の施設の増設によって、地域における産業活動の活性化と新たな雇用機会の創出を図るとともに、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策として福利厚生向上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めます。

⑦ 総合的な交通体系の整備

人・物の移動、交流を円滑に促進するため、交通の要衝として、広域的な交流基盤である高速道路をはじめとした広域幹線道路の整備や鉄道、航空路の利便性の向上を図るとともに、市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備、バスなどの生活交通を確保することによって、市民のだれもが目的に応じて利用できる交通体系の整備に努めます。

① 農業や水産業などの第一次産業が、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）にも参入し、加工賃や流通マージン、雇用創出などの付加価値を得ることにより相乗効果が期待される産業のこと。

② 「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のことであるが、狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指し、最狭義では、非営利活動促進法(1998年3月成立)により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のこと。

第2部 基本構想

⑧ 国際交流の推進

友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国の都市との地域レベルでの交流事業を推進するとともに、様々な分野での民間交流などと連携しながら、市民の異文化への理解や、国際化に対応する意識の醸成を図ることによって、国際性豊かな人材の育成や外国人にとっても暮らしやすい環境づくりに努めます。

⑨ 多様な交流と地域活力の創造

地域の活力を生みだし、経済活性化と持続的な発展を図るため、多様化する生活志向に対応した移住・定住支援対策に取り組むとともに、地域の特色を活かしたコンベンションの誘致、地元特産品等を活用した「米子ブランド」の発信、ツイッター^①などの新しい電子媒体を通じたイメージ戦略など、人・物・情報・文化など多面的な交流の推進に努めます。



① 個々のユーザーが「ツイート」(tweet) と称される140文字以内の短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービスのこと。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの一種で、ブログ・SNSとチャットの間のようなシステムを持つ。